

令和3年度事業計画の上期の実施状況について

総括

- 令和3年度上期の事業計画の実施については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による緊急事態宣言等を踏まえ、感染拡大を最大限防止すべく、一部業務の縮小を実施せざるを得ない等の影響はあったものの、各種取組の推進により、保険者機能強化アクションプラン（第5期）で定めた重要業績評価指標（KPI）について、その指標の大半は前年度上期実績を上回ることができた。
- 下期においても、KPI全項目の達成のほか、保険者機能強化アクションプラン（第5期）に掲げた事項の達成も見据え、引き続き各種取組を推進する。
- なお、令和3年度事業計画の主な重点事項に関する取組状況の概要は次頁以降のとおり。

1. 基盤的保険者機能

● 健全な財政運営

- 令和2年度決算を公表するとともに、事業主及び加入者に対し積極的に情報発信を行った。
- 運営委員会及び支部評議会において5年収支見通しを示し、「協会の保険財政は依然として中長期的には楽観視できない状況である」ことを丁寧に説明した上で、令和4年度保険料率の決定に向けた議論を開始した。

● 現金給付の適正化の推進、効果的なレセプト内容点検の推進

- 不正の疑いのある事案について、重点的な審査を行った。また、資格喪失後に継続して支給した傷病手当金及び出産手当金の中から、新たに再就職が確認された事案等のデータを支部へ提供し、支給後の確認を行った。
- 傷病手当金と障害年金等の併給調整について、審査事務手順書等に基づき日本年金機構から提供される年金データを確認し、適正に実施した。
- 4つの重点施策（①点検員のスキルアップ ②システム点検の効率化 ③支払基金との連携 ④進捗管理の徹底）で構成するレセプト内容点検効果向上計画に基づき、高点数レセプトを優先的に点検するなど、効果的なレセプト内容点検を推進した。

【KPIの実績】（令和3年8月現在）

社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率（KPI：対前年度（0.318%）以上）：0.320%（前年8月末時点：0.301%）

協会けんぽの再審査レセプト1件当たりの査定額（KPI：対前年度（5,377円）以上）：5,939円（前年8月末時点：5,280円）

● 返納金債権発生防止のための保険証回収強化及び債権管理回収業務の推進

- 保険証の未返納が多い事業所をデータ抽出し、資格喪失届提出時には保険証（添付）返納を確実に行うよう文書等で周知した。
- 債権管理回収業務については、保険者間調整を積極的に活用するとともに、納付拒否者に対しては、支払督促や訴訟による法的手続きを実施した。

【KPIの実績】（令和3年9月現在）

日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率（KPI：対前年度（92.41%）以上）：84.69%（前年9月末時点：94.14%）

返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率（KPI：対前年度（53.40%）以上）：35.99%（前年9月末時点：33.24%）

● 業務改革の推進

- 基盤的保険者機能分野の生産性向上に向けて、統一ルールによる標準化された事務処理方法の徹底や、人材育成と柔軟な事務処理体制の構築、管理者のマネジメント能力強化を図るために、見える化、共有化ができるプログラムとツールを提供して、それらを活用しながら事業を推進している。

2. 戦略的保険者機能

● 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上、特定保健指導の実施率及び質の向上

- 平成28年度～令和元年度実績に基づく「健診・保健指導カルテ」（業態・事業所規模単位の実施率等を経年比較できるもの）を活用した「重点的・優先的」な受診勧奨を実施した。

【KPIの実績】（令和3年9月現在）

生活習慣病予防健診実施率（KPI：58.5%以上）：21.5%（前年9月末時点：17.7%） 事業者健診データ取得率（KPI：8.5%以上）：3.2%（前年9月末時点：2.2%）
被扶養者の特定健診実施率（KPI：31.3%以上）：8.0%（前年9月末時点：4.4%） 被保険者の特定保健指導実施率（KPI：25.0%以上）：23.5%（前年9月末時点：19.9%）
被扶養者の特定保健指導実施率（KPI：8.0%以上）：34.9%（前年9月末時点：61.8%）

● 重症化予防対策の推進

- 令和3年4月～9月の間に実施した未治療者に対する受診勧奨（文書による一次勧奨）の実施件数は231,482人であり、前年同期から47,763人増加した。また、一次勧奨後も受診が確認できなかった者に対しては、全支部において二次勧奨を実施した。

【KPIの実績】（令和3年9月現在）

受診勧奨後3か月以内に医療機関に受診した者の割合（KPI：11.8%以上）：10.7%（前年9月末時点：10.9%（※令和2年4月～9月健診受診者について集計した値））

● コラボヘルスの推進

- 事業所健康度診断シート（事業所カルテ）を健康宣言事業所等に提供し、事業所特有の健康課題等の事業主との共有や、特定保健指導の利用勧奨等に取り組んだ。
- 事業所や産業保健総合支援センター等と連携したメンタルヘルス予防対策について、現状の課題等の整理を行い、取組方針の検討を行った。

【KPIの実績】（令和3年9月現在）

健康宣言事業所数（KPI：57,000事業所以上）：60,593事業所（令和3年3月末時点：54,616事業所）

● 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進

- 全支部共通の広報資材として、パンフレット、リーフレット、動画を順次作成していくこととし、第一弾としてパンフレットの作成を進めている。

● ジェネリック医薬品の使用促進

- ジェネリックカルテやデータブックにより、支部ごとの阻害要因の確認や深掘分析を実施したほか、医療機関や薬局ごとの使用割合を「見える化」した「医療機関・薬局向け「見える化」ツール」について、医療機関、薬局に提供した。
- 例年8月及び2月に実施しているジェネリック医薬品軽減額通知は、令和2年度後半に発生したジェネリック医薬品の安全性に関する重大事案に伴う業界団体の自主点検が終了していない等の理由から、8月の実施は見送った。

【KPIの実績】（令和3年6月診療分）

ジェネリック医薬品使用割合（医科、DPC、調剤、歯科における使用割合）80%という目標に向けて、年度末の目標値を支部ごとに設定する。ただし、ジェネリック医薬品使用割合が80%以上の支部については、年度末時点で対前年度以上とする：30支部がKPIを達成

【参考】令和3年6月診療分の協会けんぽ全体の使用割合：80.5%（令和2年6月診療分の協会けんぽ全体の使用割合：78.9%）

● インセンティブ制度の実施及び検証

- 「成長戦略フォローアップ」（令和2年7月17日閣議決定）に基づく検討事項等を踏まえ、インセンティブ制度の見直しに向けた検討を行い、運営委員会及び支部評議会において議論いただいた。
- 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた令和2年度実績の評価方法等についても、運営委員会及び支部評議会において議論いただいた。

● 地域の医療提供体制等への働きかけや医療保険制度に係る意見発信

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、地域医療構想調整会議等の開催回数が減少したことで、意見発信の機会自体が限られている中であるが、都道府県から提出されたデータ等を踏まえ、積極的に意見発信を行った。

【KPIの実績】（令和3年9月現在）

効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議の場において、医療データ等を活用した効果的な意見発信を全支部で実施：6支部（前年9月末時点：9支部）

● 外部有識者を活用した調査研究の実施

- 令和2年度に採用した4件の委託研究（第Ⅰ期）を実施中。
- 7月には第Ⅱ期委託研究に関する公募を実施。なお、公募にあたっては、主な学会のホームページへの掲載、大学への案内文書の送付等、幅広く公募情報の周知を図り、応募件数の増と透明性の確保に努めた。

3. 組織・運営体制

● 人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人員配置

- 令和3年10月の定期異動において、各支部の標準人員を踏まえて適切な人員配置を実施した。

● 本部機能及び本部支部間の連携の強化

- 「①本部・支部における支部ごとの課題認識の共有に基づく支部事業の実施」、「②自治体との共同分析及び分析結果を活用した事業化の推進等」、「③保健事業推進に向けた保健師等の役割」、「④支部業績評価制度の見直し」、「⑤広報の強化」について検討を行い、令和3年度下期から順次実施していく予定。

● 内部統制の強化

- 内部統制基本方針に則り、リスクの発生を予防するための仕組みの導入に向け、リスクの洗い出し・分析・評価・対策の検討等の一連の取組を本部総務部内で試行的に実施した。

● 中長期を見据えたシステム構想の実現

- 次期間接システムについては、令和4年4月のサービスインに向け適切に工程を管理し、開発設計等は予定通り実施した。
- 次期業務システムについては、令和5年1月のサービスインに向け、実行計画書に則り、領域ごとに開発事業者を調達し、設計・構築を行った。

1. 基盤的保険者機能関係 6頁

- (1) 健全な財政運営
- (2) サービス水準の向上
- (3) 限度額適用認定証の利用促進
- (4) 現金給付の適正化の推進
- (5) 効果的なレセプト内容点検の推進
- (6) 柔道整復施術療養費等の照会業務の強化
- (7) あんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費の審査手順の最適化の推進
- (8) 返納金債権発生防止のための保険証回収強化及び債権管理回収業務の推進
- (9) 被扶養者資格の再確認の徹底
- (10) オンライン資格確認の円滑な実施
- (11) 業務改革の推進

2. 戦略的保険者機能関係 9頁

- (1) 第2期保健事業実施計画(データヘルス計画)の着実な実施
 - i) 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上
 - ii) 特定保健指導の実施率及び質の向上
 - iii) 重症化予防対策の推進
 - iv) コラボヘルスの推進
- (2) 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進
- (3) ジェネリック医薬品の使用促進
- (4) インセンティブ制度の実施及び検証
- (5) 支部で実施した好事例の全国展開
- (6) 地域の医療提供体制等への働きかけや医療保険制度に係る意見発信
 - i) 医療計画及び医療費適正化計画に係る意見発信
 - ii) 医療提供体制に係る意見発信
 - iii) 医療保険制度の持続可能性の確保等に向けた意見発信
 - iv) 上手な医療のかかり方に係る働きかけ

- (7) 調査研究の推進
 - i) 本部・支部による医療費分析
 - ii) 外部有識者を活用した調査研究の実施
 - iii) 調査研究の推進並びに研究成果の社会的還元に向けた各種施策の検討及び実施

3. 組織・運営体制関係 14頁

- I) 人事・組織に関する取組
 - (1) 人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人員配置
 - (2) 人事評価制度の適正な運用
 - (3) OJTを中心とした人材育成
 - (4) 本部機能及び本部支部間の連携の強化
 - (5) 支部業績評価の実施
- II) 内部統制に関する取組
 - (1) 内部統制の強化
 - (2) リスク管理
 - (3) コンプライアンスの徹底
- II) 内部統制に関する取組
 - (1) 費用対効果を踏まえたコスト削減等
 - (2) 協会システムの安定運用
 - (3) 制度改正等にかかる適切なシステム対応
 - (4) 中長期を見据えたシステム構想の実現

4. 令和3年度KPI一覧(上期の結果) 17頁

事業計画（主な重点事項）	実施状況	KPIの実績
1. 基盤的保険者機能関係		
(1) 健全な財政運営 中長期的な視点による健全な財政運営に資するため、経済情勢の悪化による協会財政への影響が懸念される状況を踏まえ、運営委員会や支部評議会において丁寧な説明をした上で、保険料率に関する議論を行う。 今後、厳しさが増すことが予想される協会の保険財政について、加入者や事業主にご理解いただくため、協会決算や今後の見通しに関する情報発信を行う。 各審議会等の協議の場において、安定した財政運営の観点から積極的に意見発信を行う。	●第112回運営委員会（令和3年9月16日開催）や10月開催の支部評議会において、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により経済状況や保険料収入の見通しが不透明となる一方、医療給付費はコロナ禍前の水準を上回っている状況等を踏まえると、協会の保険財政が依然として中長期的には楽観視できない状況である」ことを丁寧に説明したうえで、令和4年度保険料率の決定に向けた議論を開始した。 ●令和2年度決算の状況と楽観視できない今後の見通し等を説明したリーフレットを作成し、事業主及び加入者に配布する等、積極的な情報発信を行った。 ●社会保障審議会医療保険部会において「後発医薬品使用割合の新たな目標（全都道府県で80%以上）を達成するためには、国が地方厚生局等も活用しリーダーシップを発揮すべき」との意見発信を行う等、安定した財政運営の観点から積極的に意見発信を行った。	—
(2) サービス水準の向上 現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する。 加入者・事業主の利便性の向上や負担軽減の観点から、郵送による申請を促進する。 お客様満足度調査、お客様の声に基づく加入者・事業主の意見や苦情等から協会の課題を見だし、迅速に対応する。 ■ KPI: ① サービススタンダードの達成状況を100%とする ② 現金給付等の申請に係る郵送化率を95%以上とする	●サービススタンダードの遵守を徹底し、令和3年8月末時点の達成率は99.9%となった。 ●広報誌やホームページを活用した制度周知など郵送による申請を促進し、令和3年9月末時点の郵送化率は95.3%となった。 ●お客様満足度調査結果（支部別カルテ）に基づき、各支部で課題を把握し、サービス向上に向けた取組を実施した。	①99.99%（令和3年8月末時点） 【参考】 98.83%（前年同月末時点） ↓ 99.52%（前年度最終結果） ②95.3%（令和3年9月末時点） 【参考】 94.7%（前年同月末時点） ↓ 94.8%（前年度最終結果）
(3) 限度額適用認定証の利用促進 オンライン資格確認の実施状況を踏まえ、引き続き事業主や健康保険委員へのチラシやリーフレットによる広報並びに地域の医療機関及び市町村窓口申請書を配置するなどにより利用促進を図る。 医療機関の窓口で自己負担額を確認できる制度について、積極的に周知を図る。	●令和3年10月20日よりオンライン資格確認の本格運用が開始された。 ●限度額適用認定証について、事業主等へのチラシやメールマガジン等による広報を実施するとともに、医療機関及び市町村窓口申請書を配置するなどの利用促進を図った。 【限度額適用認定証発行件数】（令和3年6月末時点） 339,491件（対前年同月 +38,374件）	—
(4) 現金給付の適正化の推進 標準化した業務プロセスを徹底し、審査業務の正確性と迅速性を高める。 傷病手当金と障害年金等との併給調整について適正に履行し、現金給付の適正化を推進するとともに、国に対して制度整備などの意見発信を行う。 不正の疑いのある事案については、支部の保険給付適正化PTにて議論を行い、事業主への立入検査を積極的に行う。また、不正の疑われる申請について重点的に審査を行う。	●現金給付の適正で正確な審査は協会の基本的な責務であり、審査事務手順書等に則った審査を励行した。 ●傷病手当金と障害年金等の併給調整について、審査事務手順書等に基づき日本年金機構から提供される年金データを確認し、適正に実施した。（令和3年度 7月末までの併給調整件数：26,155件） ●不正の疑いのある事案について、重点的な審査を行っている。また、資格喪失後に継続して支給した傷病手当金及び出産手当金の中から、新たに再就職が確認された事案等のデータを支部へ提供し、支給後の確認を行った。 ●地方厚生局から3件の立入検査の認可を受け、9月末までに1件の立入検査を実施した。	—

事業計画（主な重点事項）	実施状況	KPIの実績
(5)効果的なレセプト内容点検の推進 レセプト点検の効果向上に向けた行動計画に基づき、レセプト点検の質的向上とシステムを活用した効率的な点検により、査定率向上に取り組む。 社会保険診療報酬支払基金の「支払基金業務効率化等・高度化計画」に基づいた、令和3年9月の審査支払新システム導入等による支払基金改革を踏まえ、今後のレセプト点検の在り方について検討する。 ■ KPI: ① 社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率(※)について前年度以上とする (※)査定率＝レセプト点検により査定(減額)した額÷協会けんぽの医療費総額 ② 協会けんぽの再審査レセプト1件当たりの査定額を対前年度以上とする	●4つの重点施策(①点検員のスキルアップ ②システム点検の効率化 ③支払基金との連携 ④進捗管理の徹底)で構成するレセプト内容点検効果向上計画に基づき、高点数レセプトを優先的に点検するなど、効果的なレセプト内容点検を推進した。 ●社会保険診療報酬支払基金の「業務効率化・高度化計画」の進捗状況及び令和3年9月の審査支払新システム導入効果や課題等を検証、検討するためのワーキンググループを立ち上げ協議を行った。なお、今後も当該システムの最適化を図るべく、継続的に協議を行っていくこととしている。	①査定率 0.320%(令和3年8月末時点) ※ 目標:0.318%以上 【参考】 0.301%(前年同月末時点) ↓ 0.318%(前年度最終結果) ②再審査1件当たり査定額 5,939円(令和3年8月末時点) ※ 目標:5,377円以上 【参考】 5,280円(前年同月末時点) ↓ 5,377円(前年度最終結果)
(6) 柔道整復施術療養費の照会業務の強化 多部位(施術箇所が3部位以上)かつ頻回(施術日数が月15日以上)の申請や負傷部位を意図的に変更するいわゆる「部位ころがし」と呼ばれる過剰受診について、加入者に対する文書照会を強化する。 なお、加入者に対する文書照会を行う際には、制度の仕組みを解説したリーフレットを同封するなど、柔道整復施術受診についての正しい知識の普及を図る。 ■ KPI: 柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上 of 施術の申請の割合について対前年度以下とする	●柔道整復施術療養費全体の申請件数は増加しているが、多部位かつ頻回の申請件数は減少している。柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上 of 施術の申請の割合は、令和3年8月末時点で0.99%となった。 ●照会文書送付時に、適切な受診に関するチラシを同封するなど適正受診啓発の広報を強化した。 【文書照会件数】(令和3年8月末時点) 154,951件(対前年同期: ▲1,123件) 【(再掲)部位ころがし照会件数】(令和3年6月末時点) 8,952件(対前年同期: ▲10,205件) 【3部位以上かつ15日以上 of 申請件数】(令和3年8月末時点) 62,991件(対前年同期: ▲6,268件)	0.99%(令和3年8月末時点) ※ 目標:1.12%以下 【参考】 1.26%(前年同月末時点、▲0.27%) ↓ 1.12%(前年度最終結果、▲0.13%)
(7)あんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費の審査手順の最適化の推進 審査手順の標準化を推進する。 受領委任払制度導入により、文書化された医師の同意・再同意の確認を確実に実施するとともに、厚生局へ情報提供を行った不正疑い事案については、逐次対応状況を確認し適正化を図る。	●審査事務手順書に沿った審査を励行し、医師の同意、再同意の確認を徹底した。 ●地方厚生局に不正請求の情報提供を1件行った。	—

事業計画（主な重点事項）	実施状況	KPIの実績												
(8) 返納金債権発生防止のための保険証回収強化及び債権管理回収業務の推進 日本年金機構の資格喪失処理後2週間以内に、保険証未回収者に対する返納催告を行うことを徹底するとともに、被保険者証回収不能届を活用した電話催告等を強化する。 未返納の多い事業所データを活用した事業所への文書等による資格喪失届への保険証添付の徹底を周知する。 債権の早期回収に取り組むとともに、保険者間調整の積極的な実施及び費用対効果を踏まえた法的手続きの実施により、返納金債権の回収率の向上を図る。 ■ KPI: ① 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を対前年度以上とする ② 返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする	●保険証回収業務については、日本年金機構の資格喪失処理後2週間以内に保険証未回収者へ実施する文書催告や、「被保険者証回収不能届」に記載されている電話番号を活用した電話催告を実施した。ただし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による緊急事態宣言発出期間中においては、感染拡大防止対策として出勤者数の削減を余儀なくされ、傷病手当金等の支払業務を優先したため、当該催告を実施できない支部があった。 ●保険証の未返納が多い事業所をデータ抽出し、資格喪失届提出時には保険証（添付）返納を確実に行うよう文書等で周知した。 ●電子申請で資格喪失の届出が行われる場合の保険証については、返納が遅れる傾向にあるため、日本年金機構と連携し、納入告知書に同封するチラシに保険証の早期返納を促す記事を掲載した。 ●債権管理回収業務については、保険者間調整を積極的に活用するとともに、納付拒否者に対しては、支払督促や訴訟による法的手続きを実施した。	①84.69%（令和3年9月末時点） ※ 目標：92.41%以上 【参考】 94.14%（前年同月末時点） ↓ 92.41%（前年度最終結果） ②35.99%（令和3年9月末時点） ※ 目標：53.40%以上 【参考】 33.24%（前年同月末時点） ↓ 53.40%（前年度最終結果）												
(9) 被扶養者資格の再確認の徹底 マイナンバーを活用した被扶養者資格再確認を実施する。 事業所からの被扶養者資格確認リストを確実に回収するため、未提出事業所への勧奨を行う。 未送達事業所については所在地調査により送達の徹底を行う。 ■ KPI: 被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を92.7%以上とする	●マイナンバーから判明した住所情報を活用した被扶養者資格の再確認を、10月下旬から11月中旬にかけて、実施予定。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th colspan="2">令和3年度</th></tr> <tr> <th></th><th></th><th>増減 (対前年度比)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>送付対象事業所数(万事業所)</td><td>134.6</td><td>1.2</td></tr> <tr> <td>確認対象被扶養者数(万人)</td><td>684.7</td><td>▲ 3.4</td></tr> </tbody> </table> ※18歳以上の被扶養者が確認対象		令和3年度				増減 (対前年度比)	送付対象事業所数(万事業所)	134.6	1.2	確認対象被扶養者数(万人)	684.7	▲ 3.4	令和4年4月末算出予定 【参考】 91.3%（前年度最終結果）
	令和3年度													
		増減 (対前年度比)												
送付対象事業所数(万事業所)	134.6	1.2												
確認対象被扶養者数(万人)	684.7	▲ 3.4												
(10) オンライン資格確認の円滑な実施 オンライン資格確認の円滑な実施のため、システムの機能改善及び加入者へのマイナンバー登録の促進を行い、加入者のマイナンバー収録率向上を図る。 また、「保険者におけるマイナンバーカードの取得促進策等（令和元年9月3日デジタル・ガバメント閣僚会議にて公表）」等に基づき、国が進めるマイナンバーカードの健康保険証としての利用の推進に協力する。 ■ KPI: 加入者のマイナンバー収録率を対前年度以上とする	●マイナンバー収録率の更なる向上を図るため、令和3年8月末から順次、マイナンバーが未収録となっている加入者についての照会を事業主あてに発送した。 ●マイナンバーカードの取得促進及び健康保険証としての利用を促進するため、周知・広報を実施した。	97.5%（令和3年8月末時点） ※ 目標：97.5%以上												
(11) 業務改革の推進 現金給付業務等について、業務マニュアルや手順書に基づく統一的な事務処理の徹底を図り、業務の標準化・効率化・簡素化を推進する。 職員の意識改革の促進を図り、業務量の多寡や優先度に対応する柔軟かつ最適な事務処理体制の定着化により、柔軟かつ筋肉質な組織を構築し、生産性の向上を推進する。	●基盤の保険者機能分野の生産性向上に向けて、統一ルールによる標準化された事務処理方法の徹底や、人材育成と柔軟な事務処理体制の構築、管理者のマネジメント能力強化を図るために、見える化、共有化ができるプログラムとツールを提供して、それらを活用しながら事業を推進している。	—												

事業計画（主な重点事項）	実施状況	KPIの実績
2. 戦略的保険者機能関係		
【戦略的保険者機能の発揮により実現すべき目標】 I 加入者の健康度の向上 II 医療等の質や効率性の向上 III 医療費等の適正化		
(1) 第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施 〈I、II、III〉 「特定健診・特定保健指導の推進」、「コラボヘルスの取組」、「重症化予防の対策」を基本的な実施事項とする第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく取組を着実かつ効果的、効率的に実施する。 「特定健診・特定保健指導データ分析報告書」や「支部別スコアリングレポート」等の分析ツールを用いて、第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）のPDCAサイクルを効果的・効率的に回し、取組の実効性を高める。 ⅰ) 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上 特定健診実施率の向上に向けて、健診・保健指導カルテ等の活用により実施率への影響が大きいと見込まれる事業所や業態等を選定し、重点的かつ優先的に働きかけることで、効果的・効率的な受診勧奨を行う。 被扶養者の特定健診実施率の向上に向けて、市との協定締結を進めるなど地方自治体との連携を推進し、がん検診との同時実施等の拡大を図る。 事業者健診データの取得促進に向けて、都道府県労働局との連携など国や関係団体に対する働きかけを行う。 また、事業者健診データの取得について、事業主・健診機関・保険者（3者間）での新たな提供・運用スキームを構築し、事業者健診データが健診機関を通じて確実に協会けんぽに提供されるよう、関係団体等と連携した円滑な運用を図る。 ■ KPI: ① 生活習慣病予防健診実施率を58.5%以上とする ② 事業者健診データ取得率を8.5%以上とする ③ 被扶養者の特定健診実施率を31.3%以上とする	●保健事業全般について、新型コロナウイルス感染症の感染予防対策を徹底し、地域ごとの感染状況、健診機関の受入れ状況を考慮しながら実施した。 ●支部ごとの健康課題の解決に向けて、第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）における4年目の上期の取組を実施した。 ●令和2年度実績に基づく支部別スコアリングレポート（支部ごとの特定健診の結果等に関する年齢調整後の平均値等を「見える化」したものは、9月に支部へ展開した。支部における第2期保健事業実施計画の達成に向けた事業展開や、事業実施結果の評価等で活用していく。 ●生活習慣病予防健診の受診者数は、前年同期から69万人増加し、前々年同期から9千人減少した。また、事業者健診結果データの取得件数は、前年同期から17万件、前々年同期から4万5千件増加した。被扶養者の特定健診の受診者数は、前年同期から15万人増加し、前々年同期から2万5千人減少した。 ●平成28年度～令和元年度実績に基づく「健診・保健指導カルテ」（業態・事業所規模単位の実施率等を経年比較できるもの）を活用し、実施率の向上に影響が大きいと見込まれる業態を選定する等、重点的・優先的な受診勧奨に取り組んだ。具体的には、健診・保健指導の実施率が低い業態、メタボリックシンドロームのリスク保有率の高い業態の業界団体（以下参照）に対して、実施率向上等に向けた周知広報に関する協力依頼を行った。 なお、全日本トラック協会、日本バス協会及び全国ハイヤー・タクシー連合会に対しては、本部からの協力依頼に加え、各支部から団体の地方組織に対して協力依頼を行うこととしている。 【協力依頼を行った業界団体】 ・公益社団法人 全日本トラック協会 ・公益社団法人 日本バス協会 ・一般社団法人 全国ハイヤー・タクシー連合会 ・一般社団法人 日本人材派遣協会 ●事業者健診結果データの取得については、新たな運用スキーム（国の通知に基づく契約書及び問診票のひな型の利用）の浸透が円滑に進んでいないことから、社会保障審議会医療保険部会の場等を通じて、国において、事業主や健診実施機関へ働きかけるよう要望した。	— ① 21.5%（令和3年9月末時点） 【参考】 17.7%（前年同月末時点） ↓ 51.0%（前年度最終結果） ② 3.2%（令和3年9月末時点） 【参考】 2.2%（前年同月末時点） ↓ 8.0%（前年度最終結果） ③ 8.0%（令和3年9月末時点） 【参考】 4.4%（前年同月末時点） ↓ 21.3%（前年度最終結果）

事業計画（主な重点事項）	実施状況	KPIの実績
ii) 特定保健指導の実施率及び質の向上 健診実施機関等への外部委託による特定保健指導の更なる推進を図り、健診・保健指導を一貫して行うことができるよう健診当日の初回面談の実施を推進する。また、実施率への影響が大きいと見込まれる事業所等を選定し、重点的かつ優先的に利用勧奨を行う。併せて、情報通信技術を活用すること等により、特定保健指導対象者の更なる利便性の向上を図る。 平成30年度からの特定保健指導の実施方法の見直しにより可能となった新たな手法による特定保健指導を引き続き実施するとともに、効果検証を行う。 特定保健指導の質の向上のため、アウトカム指標の設定及び身体活動・運動に関する指導マニュアル等の作成に着手する。 また、事業主や加入者のニーズにより沿った保健事業を提供できるよう、企画立案能力等の向上を目指した協会保健師の育成プログラムの策定に着手する。 ■ KPI: ① 被保険者の特定保健指導の実施率を25.0%以上とする ② 被扶養者の特定保健指導の実施率を8.0%以上とする iii) 重症化予防対策の推進 未治療者に対する受診勧奨を確実に実施する。なお、現役世代の循環器疾患の重症化予防対策として、LDLコレステロール値など血圧値や血糖値以外の検査値等にも着目した受診勧奨の必要性について検討する。 また、かかりつけ医との連携等による糖尿病の重症化予防に取り組む。 ■ KPI: 受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を11.8%以上とする iv) コラボヘルスの推進 健康宣言について、宣言からフォローアップまでのプロセス（どのような手順で行うか）及びコンテンツ（何を行うか）の観点から、宣言項目として必ず盛り込む内容や、事業所カルテに示すべき項目等の標準化を図り、家族を含めた事業所における健康づくりを推進するため、協会けんぽによる事業所支援等を拡充する。 健康教育（身体活動・運動や食生活・栄養）を通じた若年期からのヘルスリテラシーの向上を図るため、新たなポピュレーションアプローチについて検討する。 保険者として、事業所等と連携したメンタルヘルス予防対策の推進に努める。 ■ KPI: 健康宣言事業所数を57,000事業所以上とする	● 特定保健指導の実施数は、前年同期から29,066人、前々年同期から21,113人増加した。 ● 保健事業推進に向けた、協会保健師の企画立案能力等の向上を目指した育成プログラムの策定にあたって、協会保健師等に求められる役割定義の検討に着手した。 ● 令和3年4月～9月に実施した未治療者に対する受診勧奨（文書による一次勧奨）（令和2年10月～令和3年3月健診実施分）の実施件数は231,482人であり、前年同期から47,763人増加した。また、一次勧奨後も受診が確認できなかった者に対しては、全支部において二次勧奨を実施した。 ● 糖尿病性腎症患者の重症化予防について、都道府県・市区町村医師会等との調整等を進め、かかりつけ医等と連携した保健指導等を全支部で実施した。 ● 健康宣言事業所数は前年度末から、5,977事業所増加し、60,593事業所となった。 ● 事業所健康度診断シート（事業所カルテ）を健康宣言事業所等に提供し、事業所特有の健康課題等の事業主との共有や特定保健指導の利用勧奨等に取り組んだ。 ● 協会全体として質の向上（底上げ）を図るため、プロセスとコンテンツの標準化を図ったモデルに基づき、健診・保健指導の実施率を宣言項目とすること等を各支部の健康宣言事業に浸透させるよう取り組んだ。 ● 事業所や産業保健総合支援センター等と連携したメンタルヘルス予防対策について、現状の課題等について整理を行い、取組方針の検討を行った。	（令和3年9月末時点） ①被保険者23.5% ②被扶養者34.9% 【参考】 （前年同月末時点） ①被保険者19.9% ②被扶養者61.8% ↓ （前年度最終結果） ①被保険者15.5% ②被扶養者13.1% 10.7%（令和3年9月末時点） ※上期分（令和2年4月～令和2年9月健診受診者）について集計 【参考】 10.9%（前年同期分） ↓ 10.1%（前年度最終結果） 60,593事業所（令和3年9月末時点） 【参考】 54,616事業所（令和3年3月末時点）

事業計画（主な重点事項）	実施状況	KPIの実績
(2) 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進 （Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ） 本部において、「①協会の概要・財政状況」「②申請手続き」「③医療費適正化への取組」とともに、「④健康づくり」を主な広報テーマとし、主に事業主をターゲットとした全支部共通のパンフレットを作成するとともに、加入者を含めより幅広く情報発信するため、YouTube等の動画を活用した広報を行う。支部においては、本部で作成した動画等も活用しつつ、引き続き、地域の実情や時節柄等に応じた広報を行う。 健康保険委員活動の活性化を図るため、研修会や広報誌等を通じた情報提供を実施するとともに、引き続き、健康保険委員の委嘱拡大に取り組む。 ■ KPI:全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を46%以上とする	●全支部共通の広報資料について、詳細なターゲット、掲載内容、活用方法等について検討した結果、パンフレット、リーフレット、動画を順次作成することとした。第一弾として、パンフレットの作成を進めた。 ●健康保険委員活動の活性化を図るため、Web会議システムの活用や定期的な広報誌等の発行による情報提供を中心に実施した。 ●被保険者カバー率拡大のため、健康保険委員未委嘱事業所に対し、大規模事業所を中心に電話や文書等による委嘱勧奨を行い、令和3年6月末時点の全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合は45.6%となった。 【健康保険委員委嘱者数】(令和3年6月末時点) ・224,964人(前年同月比+27,870人、前年度末比+6,759人)	45.6%(令和3年6月末時点) 【参考】 42.8%(前年同月末時点) 対前年同月:+2.8% 45.3%(前年度最終結果) 対前年度末:+0.3%
(3) ジェネリック医薬品の使用促進(Ⅱ、Ⅲ) ＜課題分析＞ 支部間格差を解消するため、協会で作成した「ジェネリックカルテ」及び「データブック」により重点的に取り組むべき課題(阻害要因)を明確にし、対策の優先順位を付けて取り組む。 ＜医療機関・薬局へのアプローチ＞ 協会で作成した「医療機関・薬局向け見える化ツール」及び「医薬品実績リスト」等を活用して、支部における個別の医療機関・薬局に対する働きかけを強化する。 ＜加入者へのアプローチ＞ 加入者にジェネリック医薬品を正しく理解していただけるよう、ジェネリック医薬品軽減額通知や希望シールの配布、イベント・セミナーの開催などにも着実に取り組む。 本部及び支部において、都道府県や日本薬剤師会、他の保険者等と連携した取組を実施する。 ＜その他の取組＞ 本部において、重点的に取り組むべき支部を特定し、バックアップする。 ジェネリック医薬品の使用促進に向けて、医療保険制度や診療報酬上の課題等について、国の審議会等において積極的に意見発信する。 ■ KPI:ジェネリック医薬品使用割合(※)80%という目標に向けて、年度末の目標値を支部ごとに設定する。ただし、ジェネリック医薬品使用割合が80%以上の支部については、年度末時点で対前年度以上とする。 ※ 医科、DPC、歯科、調剤	＜課題分析＞ ●本部から支部へ提供しているジェネリックカルテやデータブックにより、支部ごとの阻害要因の確認や深堀分析を行った。 ＜医療機関・薬局へのアプローチ＞ ●医療機関や薬局ごとの使用割合等に見える化した「医療機関・薬局向け見える化ツール」や、ジェネリック医薬品に係る採用品目の選定を支援するために地域の医薬品処方実績に見える化した「医薬品実績リスト」を訪問または郵送により医療機関、薬局に提供した。なお、提供にあたっては、新型コロナウイルス感染症の感染状況に配慮しながら実施した。 ＜加入者へのアプローチ＞ ●支部において、納入告知書リーフレット等で加入者に対してジェネリック医薬品使用の働きかけを実施した。また、ジェネリック医薬品に関するセミナーの実施については、新型コロナウイルス感染症の感染状況に配慮しながら5支部が実施した。 ●なお、例年8月及び2月に実施しているジェネリック医薬品軽減額通知は、令和2年度後半に発生したジェネリック医薬品の安全性に関する重大事案に伴う業界団体の自主点検が終了していない等の理由から、8月の実施は見送った。 ●日本薬剤師会や他の保険者等と連携した取組については、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえつつ実施する予定としている。 ＜その他の取組＞ ●一部の重点支部に対してヒアリングを実施し、使用割合向上に向けて意見交換を実施した。 ●ジェネリック医薬品の使用促進に向けて、中央社会保険医療協議会や社会保障審議会医療保険部会において、医療保険制度や診療報酬上の課題等について、積極的に意見発信を行った。	令和3年6月診療分で47支部中30支部がKPIを達成。

事業計画（主な重点事項）	実施状況	KPIの実績
(4) インセンティブ制度の実施及び検証〈Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ〉 「成長戦略フォローアップ」(令和2年7月17日閣議決定)を踏まえ、成果指標拡大や配分基準のメリハリ強化等を検討し、令和3年度中に一定の結論を得る。 加入者及び事業主にインセンティブ制度の仕組みや意義を理解していただけるよう、周知広報を行う。	●「成長戦略フォローアップ」(令和2年7月17日閣議決定)に基づく検討事項や、健保・共済の後期高齢者支援金加算減算制度の中間見直しの内容、これまでの運営委員会や評議会での意見を踏まえ、インセンティブ制度の見直しに向けた検討を行い、第111回(令和3年7月27日開催)、第112回運営委員会(令和3年9月16日開催)及び支部評議会で議論いただいた。 ●また、第112回運営委員会及び支部評議会では、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた令和2年度実績の評価方法等についても議論いただいた。 ●全支部において、支部ホームページやメールマガジン、納入告知書同封チラシ等を活用した広報を実施した。	—
(5) 支部で実施した好事例の全国展開〈Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ〉 支部事業の独自性を高めるために設定した支部保険者機能強化予算との関係性を含め、パイロット事業及び支部調査研究事業の位置付けや仕組みを整理し、新たな枠組みを構築する。 パイロット事業の効果検証の結果、エビデンスが得られた事業については速やかに全国展開を行う。	●枠組みの見直しに向けて、支部と意見交換を行いつつ、検討を進めた。 ●令和2年度実施事業について、6支部からの最終報告会を実施。その後、本部において全国展開の可否についての審査を実施した。 ●令和3年度事業について、支部からの四半期ごとの報告を踏まえ、打合せ等を行い進捗管理を実施した。	—
(6) 地域の医療提供体制等への働きかけや医療保険制度に係る意見発信〈Ⅱ、Ⅲ〉 i) 医療計画及び医療費適正化計画に係る意見発信 現行の医療計画及び医療費適正化計画に基づく取組の進捗状況を把握しつつ、医療計画及び医療費適正化計画が着実に推進されるよう意見発信を行う。 ii) 医療提供体制に係る意見発信 効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、協会における医療データの分析結果(医療費の地域差や患者の流出状況等)や国・都道府県等から提供された医療データ等を活用するなど、エビデンスに基づく効果的な意見発信を行う。 ■ KPI: 効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、医療データ等を活用した効果的な意見発信を、全支部で実施する iii) 医療保険制度の持続可能性の確保等に向けた意見発信 医療保険部会や中央社会保険医療協議会、保険者協議会等において、加入者の健康増進や医療保険制度の持続可能性の確保、地域包括ケアの構築等に関する意見発信を行う。 また、持続可能な医療保険制度の構築に向けて、国に対して、関係団体とも連携しつつ、医療保険制度改革に係る要請を行う。 iv) 上手な医療のかかり方に係る働きかけ 地域医療を守る観点から、医療データの分析結果等を活用しつつ、不要不急の時間外受診や休日受診を控えるなどの「上手な医療のかかり方」について、関係団体とも連携しつつ、加入者や事業主に対して効果的な働きかけを行う。	●第8次医療計画等に関する検討会や社会保障審議会医療保険部会において、医療計画及び医療費適正化計画が着実に推進されるよう、積極的に意見発信を行った。 ●新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、地域医療構想調整会議等の開催回数が減少したことで、意見発信の機会自体が限られている中であるが、都道府県から提出されたデータ等を踏まえ、積極的に意見発信を行った。 ●中央社会保険医療協議会、社会保障審議会医療保険部会、社会保障審議会介護給付費分科会等において、加入者の健康増進や医療保険制度の持続性の確保、地域包括ケアの構築に関して医療保険者の立場から、積極的に意見発信を行った。 ●医療データを活用した医療提供体制等に係る分析結果や「上手な医療のかかり方」について、ホームページ、納入告知書リーフレット等により情報提供を行った。	— 6支部(令和3年9月末時点) 【参考】 9支部(前年同月末時点) ↓ 30支部(前年度最終結果) — —

事業計画（主な重点事項）	実施状況	KPIの実績
(7) 調査研究の推進〈Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ〉 i) 本部・支部による医療費分析 医療費適正化等に向けた情報発信を行うため、本部においてレセプトデータ等を活用し、加入者の受診行動や医療機関が提供する医療の内容等について、主に支部ごとの地域差を中心に医療費等の分析を行う。 本部の分析では、外部有識者の意見を参考に分析テーマを選定するとともに、分析の中間段階等においても、外部有識者より分析方法に対する技術的助言等を得て分析の精度を高める。 各支部においては、医療費適正化に向けた事業の実施につなげるため、地域差がどのような要因で生じているかについて、外部有識者の知見等も活用して分析を実施する。 ii) 外部有識者を活用した調査研究の実施 団塊の世代がすべて後期高齢者となる2025年や、現役世代の急減と高齢者人口のピークが同時に訪れる2040年、さらにその先を見据えれば、協会の加入者をはじめとした国民の健康を守るとともに、医療保険制度の持続性の確保も図らなければならない。そのためには、効率的かつ質の高い保健医療を実現することが不可欠であることから、中長期的な視点に立ち、制度論を含めた医療費適正化の施策を検討することが必要である。このため、協会が所有しているレセプトデータ等を用いて、外部有識者を活用した調査研究を実施する。 iii) 調査研究の推進並びに研究成果の社会的還元に向けた各種施策の検討及び実施 本部、支部における分析成果等を発表するため、調査研究フォーラムを開催するとともに、調査研究報告書を発行し、協会が取り組む調査研究について、内外に広く情報発信する。 統計分析研修等により協会の調査研究の底上げを図るとともに、協会けんぽの加入者約4,000万人分のビッグデータを活用した調査研究を推進するための人材育成や体制のあり方について検討する。	●支部評議会の学識経験者、大学の研究者等の知見を活用し、10支部において、医療費や健診結果等の地域差に関する分析等を実施した。 ●第Ⅰ期 4件の委託研究を実施中 ・医療費の地域・医療機関・業種間の差異の実態解明：健康状態と治療の質を考慮した医療費適正化を目指して（名古屋大学大学院経済学研究科 中村 さやか 准教授） ・エビデンスに基づく保険者機能の強化：ラーニング・ヘルスシステム（京都大学大学院医学研究科 福岡 真悟 准教授） ・生活習慣病の重症化ハイリスク者における医療機関受療による予防効果に関するコホート研究（大阪大学大学院医学系研究科 磯 博康 教授） ・機械学習による生活習慣病の医療費分析および発症予測と特定保健指導の効果判定に関する研究（慶應義塾大学スポーツ医学研究センター 勝川 史憲 教授） ●第Ⅱ期 7/19に第Ⅱ期委託研究に関する公募を実施した。なお、公募にあたっては、主な学会のホームページへの掲載、大学への案内文書の送付等、幅広く公募情報の周知を図り、応募件数の増と透明性の確保に努めた。 ●調査研究フォーラムは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図る観点から、開催を中止した。 ●調査研究報告書は掲載案件を募り、本部及び14支部から15テーマを掲載予定である。 （医療費分析：6件、健診関係：5件、保健指導：1件、健康宣言：3件） ●統計分析研修については、4～6月に計32名（30支部+本部）に対して通信教育形式の研修を、6/22・23、28・29に計30名（29支部+本部）に対して対面形式の研修を実施した。	— — —

事業計画（主な重点事項）	実施状況	KPIの実績
3. 組織・運営体制関係		
I）人事・組織に関する取組 (1) 人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人員配置 グループ長補佐への昇格後に受講する階層別研修において、外部講師による管理職としてのマネジメント業務の習得に関する研修を実施するほか、様々な機会を捉えて、グループ長補佐のマネジメント能力の向上を図る。 支部ごとの業務量に応じた標準人員に基づく適切な人員配置を行うとともに、次期システム構想等の実現等を踏まえた、標準人員の見直しについて検討する。 (2) 人事評価制度の適正な運用 評価者研修などを通じて、評価者を中心として個人目標の設定や評価結果のフィードバックによる人材育成の重要性など、職員の人事評価制度に関する理解を深めるとともに、評価結果を適正に処遇に反映させることにより、実績や能力本位の人事を推進する。 (3) OJTを中心とした人材育成 OJTを中心としつつ、効果的に研修を組み合わせることで組織基盤の底上げを図る。 戦略的保険者機能の更なる発揮に向けた人材育成の具体的方策について、検討を進める。 (4) 本部機能及び本部支部間の連携の強化 加入者の健康増進のための新たな取組の推進など、戦略的保険者機能を更に強化していくため、本部機能の強化や本部支部間の更なる連携の強化に向けた検討を行う。 (5) 支部業績評価の実施 支部業績評価の評価項目や評価方法を必要に応じ見直し、他支部との比較を通じて各支部の業績を向上させ、協会全体の取組の底上げを図る。		
	●令和3年10月の定期異動において、各支部の標準人員を踏まえて適切な人員配置を行った。 ●新卒採用職員研修において、人事評価に関する講義を実施し、人事評価制度の目的や仕組みを説明した。（4/1-9） ●人事評価結果を賞与や昇給、昇格に適切に反映させることにより、実績や能力本位の人事を推進した。 ●令和3年度研修実施計画に基づき、研修を以下のとおり実施した。なお、実施にあたり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、集合形式だけでなく、オンライン形式の研修も組合わせて実施した。 ・階層別研修：2講座 計7回実施（受講者数 65名） ・業務別研修：3講座 計4回実施（受講者数 68名） ・テーマ別研修：1講座 計2回実施（受講者数 53名） ●階層別研修では、各等級に求められる役割を理解したうえで実践するためのカリキュラムとし、職員の役割に対する意識形成を行った。 ●広く協会職員のデータ分析能力を高めるため、新たにスタッフと主任を対象に、統計分析に関する基礎的な知識の習得やPCスキルの向上を目的とした研修を実施することを決定した。 ●支部研修について、令和3年度は、6研修（ハラスメント防止研修・情報セキュリティ研修・個人情報保護研修・コンプライアンス研修・メンタルヘルス研修・ビジネススキル研修）を必須研修とした。 ●本部機能の強化や本部支部間の更なる連携の強化に向けた検討に着手。 ①本部・支部における支部ごとの課題認識の共有に基づく支部事業の実施、②自治体との共同分析及びその分析結果を活用した事業化の推進等、③保健事業推進に向けた保健師等の役割、④支部業績評価制度の見直し、⑤広報の強化について検討を行い、令和3年度下期から順次実施していく予定。 ●令和2年度の実績については、新型コロナウイルス感染症の影響が顕著であり、公平な評価が困難であったことから、集計結果を参考値として支部へ通知した。また、令和3年度上期の評価について、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた対応を検討している。	— — — — —

事業計画（主な重点事項）	実施状況	KPIの実績
Ⅱ）内部統制に関する取組 (1) 内部統制の強化 権限や体制の整備等により効率的な業務運営を行えること及び事故等が発生しない仕組みを構築することを目指して、内部統制基本方針に則り、内部統制の整備を着実に進める。 (2) リスク管理 職員のリスク意識や危機管理能力を高め、有事の際に万全に対応できるよう、個人情報の取扱いやリスクマネジメント等の研修を行うとともに、各種リスクを想定した訓練を実施する。 令和5年1月の新システム構築にあたり、データセンターの構成、アプリケーション等に変更が生じることから、新システムに合わせて業務継続計画書(BCP)など各種マニュアルについて、必要な見直しを検討し、方針を決定する。 (3) コンプライアンスの徹底 法令等規律の遵守(コンプライアンス)について、職員研修等を通じてその徹底を図る。 職員のコンプライアンス意識の向上を図ること及び今後の啓発活動に活かすことを目的とし、職員に自己点検・アンケートを実施する。	●内部統制基本方針に則り、リスクの発生を予防するための仕組みの導入に向け、リスクの洗い出し・分析・評価・対策の検討等の一連の取組を本部総務部内で試行的に実施した。今後は、試行実施範囲を拡大しつつ、内部統制の整備を着実に進める。 ●初動対応の要となる「役職員及びその家族の安否状況」と「通勤の可否」等の情報収集を迅速かつ確実に行うため、全役職員を対象とした安否確認システムの定期訓練を全支部で実施した。 ●本部職員を対象として、災害時における初動対応等についての研修を実施した。 ●本部における災害発生時の連絡手段の確保を目的に、衛星電話導入に向けた調達を行った。 ●CSIRTIにおいて、厚生労働省と共同で実施する「情報セキュリティインシデント対処にかかる連携訓練」を10月に実施するための準備を進めた。 ※令和5年1月の新システムに合わせた各種マニュアルの見直し方針については、下期に決定予定 ●全職員に対し、情報セキュリティの遵守状況を確認する自己点検を7月に実施し、情報セキュリティ管理者へ点検結果のフィードバックを9月に実施した。 ●情報セキュリティ研修について、近年のセキュリティインシデント事例を踏まえた内容で教材を作成し、10月から12月にかけて実施予定。 ●コンプライアンスについて、職員に行動規範小冊子を配付し、常時携帯させコンプライアンス基本方針、行動規範、通報制度に対する意識の醸成を図っているほか、コンプライアンス通信を定期的に全職員にメール配信し、コンプライアンスに関する意識づけを継続的に行っている。 ●階層別研修において、コンプライアンス、ハラスメント防止及び個人情報保護に関する講座を設け、意識の啓発、各種規程の遵守や個人情報保護の徹底を図るなどの取組を行った。 ●本部及び支部に置いているハラスメント相談員を対象に、ハラスメントの理解及び対応スキル向上を目的とした研修を実施した。 ●ハラスメントが起こらない組織としていくため、自らの責務を認識し、ハラスメントに関する理解を深めることを目的とし、役員向けハラスメント防止研修を実施した。 ●コンプライアンス研修、ハラスメント防止研修、個人情報保護研修、情報セキュリティに関する研修は、支部における必須研修として実施している。 ●全職員を対象としたコンプライアンスに関する自己点検及び職場環境(職場風土)アンケート調査を実施した。	— — — —

事業計画（主な重点事項）	実施状況	KPIの実績
Ⅲ)その他の取組 (1) 費用対効果を踏まえたコスト削減等 調達における競争性を高めるため、一者応札案件の減少に努める。 入札案件においては、業者への声掛けの徹底、公告期間や納期までの期間の十分な確保、仕様書の見直し等の取組みを行うことで、多くの業者が参加しやすい環境を整備する。 一者応札となった入札案件については、入札説明書を取得したが入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査等を実施し、次回の調達改善に繋げる。 また、少額随意契約の範囲内においても、可能な限り一般競争入札又は見積競争公告（ホームページ等で調達案件を公示し広く見積書の提出を募る方法）を実施する。 ■ KPI: 一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、20%以下とする (2) 協会システムの安定運用 協会の基盤的業務(保険証の発行、保険給付の支払い等)が停止することがないよう、協会システムを安定稼働させる。 新システムの構築と並行しながら、日々のシステム運用・保守業務についてもその品質を保ち、システムの安定的な運用を実現する。 (3) 制度改正等にかかる適切なシステム対応 法律改正、制度改正及び外部機関におけるシステムの変更等に対し、新システム構築スケジュールにも考慮しながら、システム対応を適切に実施する。 (4) 中長期を見据えたシステム構想の実現 次期業務システム及び次期間接システムの構築に向け、適切な工程管理を実施し、スケジュールを遵守する。 次期業務システムについては、令和5年1月のサービスインに向け、次期システム基盤等の設計・構築・テストを確実に実施する。 次期間接システムについては、令和4年4月のサービスインに向け、アプリケーション等の開発・テスト・データ移行を確実に実施する。また、サービスイン前に操作方法に関する研修を実施する。	●一般競争入札においてさらに競争性を高めるため、公告後の複数事業者への呼びかけ、一者応札となった場合における入札説明書取得事業者へのヒアリング(アンケート)、公告期間や契約履行までの期間の十分な確保、複数者からの見積徴取等の方法により、一者応札の削減に努めている。 ●令和2年度の一者応札の割合を本部・支部に周知し、より一層の一者応札案件の削減への取組を促した。 ●本部・各支部の案件ごとの契約先等を記載した一覧表を全支部へ提供し、調達情報を共有することで、類似案件の調達時に複数事業者への呼びかけを容易にできるようにした。 ●上期においては、協会業務の停止につながるようなシステム障害を発生させることなく、かつ、日々のシステム運用・保守業務の品質も担保しながらシステムの安定稼働を実現した。 ●オンライン資格確認等の制度改正にかかるシステム対応を、新システム構築スケジュールにも考慮しながら、遅延なく実施した。 ●次期業務システムについては、令和5年1月4日のサービスインに向け、実行計画書に則り、領域ごとに開発事業者を調達し、設計・構築を行った。 ●次期間接システムについては、令和4年4月4日のサービスインに向け適切に工程を管理し、開発設計等は予定通りに実施した。	14.4%(令和3年9月末時点) 【参考】 17.1%(前年同月末時点) ↓ 15.5%(前年度最終結果) — — —

4. 令和3年度KPI一覧(上期の結果)

基盤的保険者機能関係

具体的施策	KPI	R3年度 上期の結果	参考：R2年度末
サービス水準の向上	① サービススタンダードの達成状況を100%とする	99.99% (8月末)	99.52%
	② 現金給付等の申請に係る郵送化率を95%以上とする	95.3% (9月末)	94.8%
効果的なレセプト内容点検の推進	① 社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について対前年度以上とする	0.320% (8月末)	0.318%
	② 協会けんぽの再審査レセプト1件当たりの査定額を対前年度以上とする	5,939円 (8月末)	5,377円
柔道整復施術療養費等の照会業務の強化	柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上の施術の申請の割合について対前年度以下とする	0.99% (8月末)	1.12%
返納金債権発生防止のための保険証回収強化及び債権管理回収業務の推進	① 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を対前年度以上とする	84.69% (9月末)	92.41%
	② 返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする	35.99% (9月末)	53.40%
被扶養者資格の再確認の徹底	被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を92.7%以上とする	※令和4年4月末算出予定	91.3%
オンライン資格確認の円滑な実施	加入者のマイナンバー収録率を対前年度以上とする	97.5% (8月末)	97.5%

戦略的保険者機能関係

具体的施策	KPI	R3年度 上期の結果	参考：R2年度末
特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上	① 生活習慣病予防健診実施率を58.5%以上とする	21.5% (9月末)	51.0%
	② 事業者健診データ取得率を8.5%以上とする	3.2% (9月末)	8.0%
	③ 被扶養者の特定健診実施率を31.3%以上とする	8.0% (9月末)	21.3%
特定保健指導の実施率及び質の向上	① 被保険者の特定保健指導の実施率を25.0%以上とする	23.5% (9月末)	15.5%
	② 被扶養者の特定保健指導の実施率を8.0%以上とする	34.9% (9月末)	13.1%
重症化予防対策の推進	受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を11.8%以上とする	10.7% (9月末)	10.1%
コラヘルスの推進	健康宣言事業所数を57,000事業所以上とする	60,593事業所 (9月末)	54,616事業所
広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進	全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を46%以上とする	45.6% (6月末)	45.3%
ジェネリック医薬品の使用促進	ジェネリック医薬品使用割合（※）80%という目標に向けて、年度末の目標値を支部ごとに設定する。ただし、ジェネリック医薬品使用割合が80%以上の支部については、年度末時点で対前年度以上とする ※医科、DPC、歯科、調剤	30支部が達成 (6月診療分) 〔参考〕6月診療分の協会けんぽ全体の使用割合：80.5%	79.2%
医療提供体制に係る意見発信	効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、医療データ等を活用した効果的な意見発信を、全支部で実施する	6支部 (9月末)	30支部

組織・運営体制関係

具体的施策	KPI	R3年度中間結果	参考：R2年度末
費用対効果を踏まえたコスト削減等	一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、20%以下とする	14.4% (9月末)	15.5%